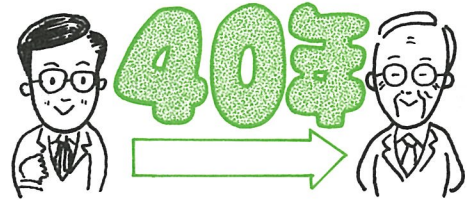


あなたの国民年金

パート ④



20歳からスタート 国民年金



日本国内に住所のある、20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければいけません。

加入する人は3種類 (保険料を納める方法によって分けられます)

自営業・農林漁業・自由業・無職・学生

第1号被保険者

サラリーマンやOL (厚生年金や共済組合に加入している方)

第2号被保険者

サラリーマンの奥さん (厚生年金や共済組合加入者に扶養されている方)

第3号被保険者

〔年金手帳は大切に保管しましょう〕

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳が交付されます。この年金手帳は、国民年金、厚生年金とも共通となっていて、番号等は一度取得すると一生同じものですので、汚したり、なくしたりしないでください。

〔こんなときには、こんな年金が受けられます〕

国民年金は、老後の生活の安心を得る役割をはたしていますが、その他にも、病気やケガで障害を受けたときや、一家の働き手を失ってしまったときにも年金は受けられます。

年をとったとき (原則として65歳から) → 老齢基礎年金

病気やケガで障害が残ったとき → 障害基礎年金

亡くなったとき (遺族の方に) → 遺族基礎年金

☎ 問合せ ☎

住民福祉課・年金係

☎ 1211 内線 154



成人者のみなさん、年金の加入手続きも忘れずに

学生も、20歳になったら国民年金